

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-15)

政策 ^(※1) 名	政策15:郵政行政の推進				分野	郵政行政
政策の概要	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。</p> <p>さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。</p> <p>[中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	486	429	453	536
		補正予算(b)	△ 11	△ 2	△ 27	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	475	427	427	
執行額		457	421	421		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	<p>第196回国会(常会)における総務大臣所信表明</p> <p>第198回国会(常会)における総務大臣所信表明</p>	<p>(衆議院総務委員会) 第196回国会:平成30年1月22日 第198回国会:平成31年2月14日</p> <p>(参議院総務委員会) 第196回国会:平成30年3月6日 第198回国会:平成31年3月7日</p>	<p>【第196回国会】 郵政事業については、国民生活の安心、安全の拠点として、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、民営化の成果を一層実感できるよう、利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上を促進します。</p> <p>【第198回国会】 郵便局は、郵政事業のユニバーサルサービス提供の拠点です。そのネットワークの維持を支援する交付金・拠出金制度を、本年四月から実施します。また、利用者利便を向上させるゆうちょ銀行の限度額の見直しについて、速やかに制度を整備します。</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	①	郵政民営化の 着実な推進を実施 <アウトプット指標>	日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式上場(平成27年11月) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申) 「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月) 【平成27年度】	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・平成28年4月1日、郵政民営化法施行令を改正し、ゆうちょ銀行の限度額を1千万円から1千3百万円に、かんぽ生命保険の限度額(加入後4年経過した契約について限度額に算入しない額)を3百万円から1千万円にそれぞれ引き上げた。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険について新規業務の認可を行った。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」について、情報通信審議会郵政行政部会郵便局活性化委員会において議論を行い、平成30年7月、「郵便局に期待される役割」、「郵便局の利便性向上策の方向性」、「郵便局の利便性向上策を実現するために必要な方策」について答申を受け、必要な取組を進めた。 ・平成31年3月、ゆうちょ銀行の限度額を通常貯金と定期性貯金で別個に1,300万円ずつに引き上げることを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行った。(施行日:平成31年4月1日) ・かんぽ生命については、平成30年12月に利用者の利便性の向上及び収益の確保による経営の安定化を図るため、「先進医療特約」及び「引受基準緩和型」の商品について認可した。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進 【平成30年度】	イ

				郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)			
			郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成27年度】	平成28年度 郵便局数 24,421局	平成29年度 郵便局数 24,395局	平成30年度 郵便局数 24,367局 ・平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が議員立法により成立し、平成31年2月25日に交付金・拠出金の額等を情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問の上、認可した。	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成30年度】	イ	
	2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施 〈アウトカム指標〉	「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(H27.9.28情報通信審議会答申) 【平成27年度】	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成27年9月28日情報通信審議会答申等を踏まえ、平成28年7月より「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」、また、当該検討会の下で「現状と課題等に関するワーキンググループ」及び「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」を開催し、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題についての検討・整理等を行っている。 ・平成29年3月31日、郵便法施行規則を改正し、郵便事業の収支状況の報告等に係る規定、郵便法の認可・届出の手續等の要件を緩和する規定を整備した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成28年度に引き続き「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」を開催し、平成29年6月に、郵便サービスや郵便局ネットワークの維持・活用などに関する現状や課題等について「これまでの議論の整理」として取りまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 郵便サービスのあり方について、利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、情報通信審議会郵政政策部会郵便局活性化委員会において議論が行われており、同委員会においては、平成31年3月8日にこれまでの議論の整理として論点整理案をとりまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 【平成30年度】	イ	
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進	3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施回数 〈アウトカム指標〉	信書便制度説明会の開催数 16回 【平成27年度】	信書便制度説明会の開催数 15回	信書便制度説明会の開催数 18回	信書便制度説明会の開催数 17回	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上) 【平成30年度】	イ
		④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること 〈アウトカム指標〉	平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。 【平成27年度】	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成28年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.15倍)が平成28年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成29年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度末増加率(1.03倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 集計中(9月公表予定)	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 【平成30年度】	-

各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	5回 【平成26年度】	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上 【平成30年度】	イ
				11回	11回	9回	16回		
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	4か国 【平成27年度】	4か国以上	4か国以上	4か国以上	4か国以上 【平成30年度】	イ
				4か国	4か国	4か国	5か国		
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献（職員のパイプライン） ＜アウトプット指標＞	2名 【平成27年度】	2名以上	2名以上	2名以上	2名以上 【平成30年度】	イ
				2名	2名	2名	2名		
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率（※） ＜アウトプット指標＞ ※（採択数）÷（重要議案数）÷80%（成果目標）＝達成率	94% 【平成27年度】	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上 【平成30年度】	イ
				110% （22（採択数）／25（重要議案数）／80%（成果目標））	125% （7（採択数）／7（重要議案数）／80%（成果目標））	100% （29（採択数）／36（重要議案数）／80%（成果目標））			

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標1、4、5、6、8を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること 当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を継続的に要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるためのステップである日本郵政グループ3社の株式売却が進捗したと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、郵便局の利便性を図る観点から、平成30年2月に情報通信審議会に「郵便局の利便性向上策」について諮問し、同年7月の答申において、郵便局ネットワークを生かした地方自治体の行政サービスの補完や配達ネットワークを生かした高齢者見守り等の暮らしの安心・安全のサポートなどの利便性向上の方向性について提言を受け、さらに現在、郵便サービスのあり方について検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場後、郵政民営化法の規定に基づき段階的に株式売却を進めていること、郵政民営化委員会の所見を踏まえ、ゆうちょ銀行の限度額の引き上げを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行ったこと、「郵便局の利便性向上策」について提言を受け、郵便局が核となって、地方自治体等のニーズの高い郵便局利便性向上の取組を、ICTを活用しながら、実証事業として実施するための取組を進めていることから、目標を達成することができた。 ・測定指標2における郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等については、各年度の目標値を上回る実績であったことから、目標を達成することができた。 	
	<p><施策目標>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること 当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成30年度の信書制度説明会の開催数は17回と目標の15回以上を上回ることができた。 ・測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより、平成29年度の信書便事業市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度増加率(1.03倍)を上回ることができた。 	
	<p><施策目標>各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること 当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標5に関しては、令和2年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成30年度に、数多く開催されたUPUの地域会合等に積極的に参加した結果、相手国の郵便業務の改善につながり、目標を上回って達成することができた。 	
	<p><施策目標>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること 当該施策目標については、ODAプロジェクトによる専門家派遣や、日本企業によるコンサルティング契約締結及び区分機・関連機材の受注を支援すること等により、郵便協力を進めている相手国の郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標6に関しては、総務省が日本企業等と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナム、ロシア、タイに加え、インドが新たに協力案件の実施国に加わり、目標を上回って達成することができた。 	
	<p><施策目標>万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること 当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害対策に関するプロジェクトが実施され、郵便分野における災害対策に関する知識を有する人材を育成することに等により、災害時における被害を最小限にするための取組を行っている。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むこととなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針のとりまとめや国別の具体的な災害危機管理プロジェクトを実施することにより、郵便分野における災害対策の強化に貢献することができた。 ・測定指標8に関しては、UPUの将来の郵便戦略の策定、UPU文書の法的安定性の確保等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。 	

○郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、郵便局における利用者利便の向上に取り組むとともに交付金・拠出金制度も活用しながら郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図っていく。

・測定指標1については、平成27年11月の上場後の株式売却の進捗状況を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を支援していくこととする。
 ・測定指標2については、郵便サービスの将来にわたる安定的な確保に向け、情報通信審議会において郵便サービスのあり方について検討を行っており、この検討の結果を踏まえる必要はあるものの、より客観的な指標とするため、「郵便差出箱の本数」、「送達日数達成率」を指標として追加する。

○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、制度改革に伴う規制の合理化(特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化)に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組む。

・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活性化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」に変更し、目標・実績と合わせた。

○各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること
 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」を設定することとする。

・測定指標5については、目標を上回って達成したものの、平成28年度はUPU大会議、平成30年度はUPU臨時大会議が開催されたこともあり、通常は開催されない準備会合等が数多く開催された等の特殊要因があったため、従来の目標(5回以上)を上回る目標(6回以上)を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。

○新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること
 インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置づけられている(「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)等)ことを踏まえ、引き続き同目標を設定し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進してまいりたい。

・測定指標6については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成30年度の実績値を基に目標(5か国以上)を設定する。

○万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること
 災害対策等の取組みや、UPU文書の法的安定性の確保に向けた取組みを引き続き行っていくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう、引き続き、「万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」とする。

・測定指標7については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。
 ・測定指標8については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標(80%以上)を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの(例えば、UPU臨時大会議が開催された2018年度における我が国方針の達成率は81%)。

・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、昨今の少子高齢化、人口減少、ICTの進展等、郵政事業を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に、交付金・拠出金制度を活用しながら将来にわたる郵政事業のユニバーサルサービスの確保に取り組む。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)

I 予算の拡大・拡充

次期目標等への反映の方向性

	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むことに伴い、2010年以降、災害に強く環境に優しい郵便局ネットワークを世界に普及させるため、任意拠出金を提供し、UPUの災害プロジェクト等を積極的に推進してきたが、これら既存の取組支援の使途を郵便ネットワークの社会的、経済的活用等への取組にも拡大することとしている。 また、郵便サービスのあり方については、平成31年度においても引き続き情報通信審議会において議論が行われており、その検討結果に応じて、対応するとともに、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な供給の検討に資する調査等の実施に必要な予算を要求する。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-

学識経験を有する者の知見等の活用	○平成31年3月及び令和元年7月に、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から政策の分析や測定指標、評価結果の記述についてご意見をいただき、評価書等に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	○「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) ○「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月郵政民営化委員会) ○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) ○「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局郵政行政部企画課長 藤田 清太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	--------------------------	--------	-------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。